

坂 出 市 新 庁 舎 建 設  
基 本 設 計 ・ 実 施 設 計 業 務  
プ ロ ポ ー ザ ル 実 施 要 領

平 成 26 年 9 月 1 日

坂 出 市

## 1. 目的

この要領は、平成 26 年 8 月に策定した「坂出市新庁舎建設基本計画」に基づき、基本設計・実施設計業務を委託するにあたり、設計業者を坂出市公募型プロポーザル方式により選定することを目的として実施するものである。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名称：坂出市新庁舎建設基本設計・実施設計業務
- (2) 発注者：坂出市
- (3) 業務内容：坂出市新庁舎建設に係る基本設計および実施設計業務  
(詳細は、特記仕様書による)
- (4) 履行期限：平成 28 年 3 月 25 日まで
- (5) 業務規模：「坂出市新庁舎建設基本計画」による。

## 3. 業務実施方針

業務実施における設計者の選定は、坂出市公募型プロポーザル方式に基づき、次に掲げる方針で行う。

### (1) 一次審査

提出書類の評価に基づき、坂出市新庁舎基本設計・実施設計業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、参加表明書等の提出者の中から技術提案書を提出できる者を 5 者程度選定する。

### (2) 二次審査

一次審査で選定された者について、技術提案書ならびにプレゼンテーションおよびヒアリングによる選定委員会の評価を踏まえ、最優秀者 1 者および優秀者 1 者を選定する。

## 4. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げるいずれにも該当する単体企業またはその単体企業を代表とする共同企業体とする。

### (1) 参加資格

ア 当該事務所において、平成 16 年 4 月 1 日以降に、国または地方公共団体が発注した、延べ床面積が 5,000 m<sup>2</sup>以上の庁舎（窓口業務、執務室および議場等を主としたもの）の建設に関する基本設計または実施設計業務を元請で受注し、公示日現在において当該設計業務が完了している実績を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

- ウ 坂出市の「平成 25・26 年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿」に登録されている者であること。
- エ 坂出市建設工事指名停止等措置要領（平成 16 年坂出市要綱第 21 号）による指名停止期間中の者でないこと。
- オ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- カ 建築士法第 10 条第 1 項の規定に該当しない者であること。
- キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く）であること。
- ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く）であること。

(2) 設計共同企業体の資格

- ア 設計共同企業体の構成員数は 2 者または 3 者であること。
- イ 4. (1) アの受託実績は、構成員のいずれかが有すること。
- ウ 構成員のすべてが、4. (1) イから 4. (1) クの資格を満たす者であること。
- エ 代表者は、出資割合が最大であること。
- オ 各構成員の出資比率は、構成員の数が 2 者である場合にあっては 30%以上、3 者である場合にあっては 20%以上であること。
- カ 構成員は、他の構成員および他の参加者の協力事務所を兼ねていないこと。

(3) 参加不適格者

次の者は、参加資格がないものとする。

- ア 本業務に係る選定委員会の委員。
- イ アに掲げる者が、自ら主宰または役員もしくは顧問として関係する営利法人その他営利組織に所属する者。
- ウ アに掲げる者の研究室等に所属する者。

(4) 参加者は、本業務に関して次のとおり技術者を配置すること。

- ア 管理技術者は、参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- イ 管理技術者は、平成 16 年 4 月 1 日から公示の日までの間に、管理技術者として延べ床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の庁舎施設の基本設計または実施設計に関する業務を完成した実績を有すること。
- ウ 意匠、構造、電気設備および機械設備の各主任技術者を、それぞれ 1 名配置すること。
- エ 管理技術者および意匠主任技術者は、参加者と直接的な雇用関係を有すること。
- オ 構造主任技術者は、参加表明書の提出時点において、構造設計一級建築士の資格を有すること。
- カ 電気設備主任技術者および機械設備主任技術者は、参加表明書の提出時点において、設備設計一級建築士の資格を有すること。

キ 管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は、ほかの主任技術者を兼任してはならない。

ク 意匠主任技術者を除く各主任技術者については、協力者(協力事務所)を加えることができる。

※「庁舎施設」とは、国または地方公共団体の庁舎をいう。

※「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」(平成10年10月1日建設省厚契発第37号)第15条の定義による。

※「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものをいう。

※「協力事務所」とは、業務の一部を委任し、または、請け負わせる事務所をいう。

#### (5) 参加に対する制限

ア 参加者1者につき1提案とする。

イ 協力者(協力事務所)は、本プロポーザルにおける参加資格を有せず、重ねて協力者(協力事務所)となることはできない。

#### (6) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

ア 選定委員会および事務職関係者に、プロポーザルに関して不正な接触または要求をした場合(本要領に定める手続きは除く。)

イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと選定委員会が認めた場合

ウ 本要領の規定に違反すると市長が認める場合

エ 指定する様式(以下「様式」という。)によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

(i) 提出方法、提出先および提出期限に適合しない場合

(ii) 様式および記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合

(iii) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合

(iv) 虚偽の記載があるもの(契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。)

オ 他の参加者のヒアリング審査を参観し、または、聴講した場合(参加者の社員その他関係者が当該行為を行った場合を含む。)

### 5. 参加手続

#### (1) プロポーザルに係る書類等の配布方法および期間

##### ア 配布方法

プロポーザルに係る書類等は、坂出市ホームページから入手するものとする。ただし、事務局においても、参加者1者につき各1部を配布することができる。

(坂出市ホームページ <http://www.city.sakaide.lg.jp/>)

##### イ 配布期間

(i) 平成26年9月1日(月)から平成26年9月12日(金)までとする。

(事務局配布については、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の、午前9時から午後5時まで)

(ii) 本要領等は募集公示後、坂出市ホームページに掲載する。

(2) 第1回質問の受付

本プロポーザルの一次審査に係る内容に関して質問がある場合は、参加表明書等に関する質問書（様式第13号）を作成し、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

平成26年9月1日（月）から平成26年9月8日（月）午後5時まで

イ 提出方法

事務局へ電子メールにより提出すること。なお、電子メールの表題に「坂出市新庁舎建設プロポーザル質問書」の文字列を入力すること。

ウ 質問に対する回答

(i) 質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、参加者全員に対し、平成26年9月12日（金）午後5時までに電子メールにて回答する。

(ii) 質疑回答書は、本要領の追加または修正として、実施要領と同様の取り扱いとする。

(3) 参加表明書等の受付

参加表明書（様式第1号）および参加表明書関連書類（様式第2号から様式第11号まで）を、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

平成26年9月1日（月）から平成26年9月16日（火）までとする。

（休日を除く日の、午前9時から午後5時まで）

イ 提出方法

事務局へ持参または郵送（配達証明付き書留郵便とし、受付期限内に事務局必着とする。）により提出すること。また、提出書類の受領確認ができるよう、受付番号を付した参加表明書等受領書（様式第12号）を受領後交付するため、返信先宛名を記載した参加表明書等受領書返信用封筒（切手を貼付）を同封すること。

ウ 提出部数

様式第1号および様式第12号は各1部とし、様式第2号から様式第11号までは10部を、様式毎にインデックスを付し、A4フラットファイル綴りで提出する。

(4) 一次審査結果の通知

参加表明書等の採点結果に基づき、選定委員会は上位5者程度を選定し、技術提案書等の提出要請の対象となる参加者とし、その旨を通知する。また、選定されなかった参加者についても、その旨を通知する。

ア 通知日時および方法

平成26年9月24日（水）午後5時までに電子メールおよび書面にて通知する。

イ 非選定の理由の説明

- (i) 非選定の理由の説明を求める者は、平成26年10月1日(水)午後5時までに、事務局へ書面で提出することができる。
- (ii) 提出様式は、A4たて型横書きで自由書式とする。
- (iii) 質問に対する回答は、平成26年10月8日(水)午後5時までに、書面にて回答する。

(5) 第2回質問の受付

一次審査で選定された参加者のうち、技術提案書等について質問がある者は、技術提案書等に関する質問書(様式第17号)を作成し、次のとおり提出するものとする。

ア 受付期間

平成26年9月24日(水)から平成26年10月6日(月)午後5時まで

イ 提出方法

事務局へ電子メールにより提出すること。なお、電子メールの表題に「坂出市新庁舎建設プロポーザル質問書」の文字列を入力すること。

ウ 質問に対する回答

- (i) 質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、一次審査で選定された参加者全員に対し、平成26年10月14日(火)午後5時までに電子メールにて回答する。
- (ii) 質疑回答書は、本要領の追加または修正として、実施要領と同様の取り扱いとする。

(6) 技術提案書等の受付

技術提案書(様式第14号)および技術提案書関連書類(様式第15号課題1から課題4)は、次のとおり提出するものとする。

ア 受付期間

平成26年9月24日(水)から平成26年11月14日(金)までとする。  
(休日を除く日の、午前9時から午後5時まで)

イ 提出方法

事務局へ持参により提出すること。(一次審査の選定通知書を持参し、提示すること)

ウ 提出部数

様式第14号および様式第18号は各1部とし、様式第15号(課題1から課題4)は、課題毎にインデックスを付し、左2点止めのうえ10部提出する。

(7) プレゼンテーションおよびヒアリング審査の実施

ア 実施日および場所

- (i) 実施日 平成26年11月23日(日) 時間は追って連絡する
- (ii) 場 所 坂出市役所

東館第4会議室

イ 出席者

様式第5号に記載された管理技術者と様式第6号から様式第9号までに記載された主任

技術者の合計5名以内とし、プレゼンテーションおよびヒアリング審査説明員一覧（様式第18号）を提出すること。

ウ ヒアリングの内容

技術提案書の内容に関するヒアリングを実施する。

エ プレゼンテーションおよびヒアリングの順番および時間

プレゼンテーションおよびヒアリングの順番および時間は、技術提案書等の受付の際に参加者の抽選によって決定する。

(8) 二次審査結果の通知

選定委員会は、技術提案書のプレゼンテーションおよびヒアリングを評価し、採点結果に基づき最優秀者1名および優秀者1名を選定し、その旨を通知する。また、選定されなかった参加者についても、その旨を通知するとともに、坂出市ホームページに公表する。

ア 通知日時および方法

平成26年11月25日（火）午後5時までに電子メールおよび書面にて通知する。

イ 非選定の理由の説明

(i) 非選定の理由の説明を求める者は、平成26年12月1日（月）午後5時までに、事務局へ書面で提出することができる。

(ii) 提出様式は、A4たて型横書きで自由書式とする。

(iii) 質問に対する回答は、平成26年12月8日（月）午後5時までに、書面にて回答する。

## 6. 審査方法

(1) 一次審査（書類審査）

選定委員会が審査事項に関する評価配分点を決定し、事務局が参加者から提出された書類（参加表明書等）を採点する。また、選定委員会は採点結果を審査し、技術提案書の提出ならびにプレゼンテーションおよびヒアリング審査の対象者として、採点結果に基づき上位から5名程度を選定する。また、一次審査の得点は二次審査に加算しない。

審査項目	審査事項
事務所の能力 (業務実績等)	・有資格者数 ・同種業務実績 ・受賞歴
担当チームの能力 (技術者の能力等)	・管理技術者の資格、経験、同種業務実績、受賞歴、建築CPD実績 ・意匠主任技術者の資格、経験、同種または類似業務実績、受賞歴、建築CPD実績 ・意匠主任技術者を除く各主任技術者の資格、経験、同種または類似業務実績、受賞歴、建築CPD実績

※建築CPD実績・・・建築CPD運営会議が行う建築CPD（継続能力/能力開発）情報提供制度の受講実績

(2) 二次審査（プレゼンテーションおよびヒアリング審査）

選定委員会は、技術提案書等をもとにプレゼンテーションおよびヒアリング審査を実施し、技術提案の的確性、独創性、実現性等を評価し、最優秀者1者および優秀者1者を選定する。

審査項目		審査事項
課題による 技術提案	課題1 安全と安心の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務理解度</li><li>・課題の整理および検討</li><li>・独創性</li><li>・実現性</li><li>・災害対策（高度な耐震性および危機管理機能）</li></ul>
	課題2 市民サービス機能の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務理解度</li><li>・課題の整理および検討</li><li>・独創性</li><li>・実現性</li><li>・市民サービス（誰もが利用しやすく、集える場）</li></ul>
	課題3 経済性と環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務理解度</li><li>・課題の整理および検討</li><li>・独創性</li><li>・実現性</li><li>・ライフサイクルコスト（環境保全に配慮した建設、運用、廃棄）</li></ul>
	課題4 効率的な建設計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務理解度</li><li>・課題の整理および検討</li><li>・独創性</li><li>・実現性</li><li>・建設スケジュール（現庁舎敷地内で、既存庁舎を使用しながらの建設）</li></ul>
担当チームの対応		<ul style="list-style-type: none"><li>・業務理解度</li><li>・取組体制、取組意欲</li><li>・説得力および対応力</li></ul>

## 7. 設計業務の委託契約

### (1) 契約の交渉

二次審査で選定された最優秀者と坂出市が定める設計料算定基準に基づく予定価格の範囲内で随意契約を行う。なお、当該者と契約の交渉が成立しない場合は、優秀者と契約の交渉を行うものとする。

### (2) 委託契約の締結

当該設計業務に係る委託契約は、予算の範囲内で坂出市と随意契約を締結するものとする。



(3) 委託料の支払い条件

当該業務委託料の支払いは、次のとおりとする。

- ・平成 26 年度 基本設計業務に相当する額
- ・平成 27 年度 業務完了検査後、受託者の請求に基づき、契約額から支払済額を除いた額

**8. その他**

- (1) 参加表明書および技術提案書の提出期限に遅れた場合は失格とする。
- (2) 本プロポーザルに要する費用や旅費等については、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書および技術提案書等は返却しない。
- (4) 提出された技術提案書は、坂出市の許可なく公表および使用できないものとする。
- (5) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (6) 坂出市が提供または貸与した資料等は、本業務以外に使用できないものとする。
- (7) 成果品の著作権は坂出市に帰属するものとする。
- (8) 審査結果および講評は公表するものとする。
- (9) 事情により日時、場所等を変更する場合は、事前に書面等で周知する。

**9. 事務局**

当該プロポーザルの事務局は、次のとおりとする。また、プロポーザルに係る問合せおよび書類等は、全て事務局に提出するものとする。

〒762-8601

香川県坂出市室町二丁目 3 番 5 号

坂出市総務部総務課管財係

電話 0877-44-5002 FAX 0877-46-4056

E メールアドレス [soumuka@city.sakaide.lg.jp](mailto:soumuka@city.sakaide.lg.jp)